

第3編 参 考 資 料

1 東京都健康安全研究センター関係手数料条例

昭和39年3月31日東京都条例第63号

最終改正 平成18年3月31日 〃 第92号

(通 則)

第1条 東京都健康安全研究センターにおける衛生に関する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付に係る手数料については、この条例の定めるところによる。

(手数料)

第2条 試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する者からは、次の範囲内において東京都規則で定める手数料（以下「基準手数料」という。）を徴収する。ただし、試験、検査等で急を要するものは、基準手数料の3倍の額の範囲内の手数料を、特別の費用を要するものは、その実費を徴収することができる。

一 試験、検査手数料 1 件 12万円

ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところ（以下「厚生労働大臣が定める算定方法」という。）により算定できるものは、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額の八割の額

二 鑑定、調査、研究手数料 実 費

三 検査書謄本等交付手数料 1 件 400円

ただし、11葉以上の場合は、1葉につき40円として算定した額

(徴収時期)

第3条 手数料は、試験、検査等及び検査書謄本等の交付を依頼する際徴収する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、手数料の後納を認めることができる。

(減免)

第4条 手数料は、国若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者から申請があるとき、その他知事において特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(不還付)

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委 任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則（平成18年条例第92号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則

東京都規則 第 98号 昭和39年 3 月31日

最終改正 第108号 令和 8 年 5 月15日

第1条 東京都健康安全研究センター関係手数料条例（昭和39年東京都条例第63号。以下「条例」という。）第1条に規定する試験、検査、鑑定、調査及び研究（以下「試験、検査等」という。）並びに検査書謄本等の交付の依頼は、東京都健康安全研究センター所長（以下「所長」という。）にしなければならない。

第2条 所長は、次の各号に掲げる場合には、前条の依頼に応じないことができる。

- 一 試験、検査等の価値がないと認めたとき。
- 二 東京都健康安全研究センター（以下「センター」という。）の業務に支障のあるとき。

第3条 試験、検査等を依頼する際には、所長の指定する量の供試品を提出しなければならない。

2 供試品は還付しない。ただし、依頼の際にあらかじめ申出があつたものは、残品があつた場合に限り還付する。

3 所長は、試験、検査等の終了後成績書、検査書または鑑定書を交付する。

第4条 条例第2条の規定に基づく手数料は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額とする。

- 一 試験、検査等で急を要するもの
別表第1に定める額の3倍額以内で所長が定める額
- 二 特別の費用を要するもの
その実費として所長が定める額
- 三 別表第1に定めのないもの
別表第1中の類似項目の額を基準として所長が定める額

2 前項第2号に規定する実費は、試験、検査等を依頼する際その概算額を徴収し、試験、検査等の終了後清算して、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。

第5条 条例第3条ただし書の規定により手数料を後納しようとする者は、その理由を記載した申請書を提出して所長の承認を受けなければならない。

第6条 条例第4条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、別記様式による手数料免除減額申請書（生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受ける者の申請にあつては区市町村長またはこれに準ずる者の証明書を添付すること。）を提出し、所長の承認を受けなければならない。

第7条 条例第4条の規定による手数料の減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 生活保護法により保護を受ける者又は同法第6条第2項の規定による同法の保護を必要と

する状態にある者で現にその保護を受けていない者

免除

二 国又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体

5割以内減額

三 別表 第1試験検査手数料中一から三2(1)までに掲げる試験、検査等の一項目について一括して50件以上の依頼をする者

500件未満の場合

1割以内減額

500件以上1,000件未満の場合

3割以内減額

1,000件以上の場合

5割以内減額

第8条 この規則により試験、検査等を受けた者が広告、掲示、印刷物、容器、包紙その他のものにセンターの保証又は試験済その他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受け、かつ、成績書、検査書又は鑑定書の全文を表示しなければならない。

第9条 この規則の施行について必要な事項は、所長が定める。

附 則（令和8年規則第108号）

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に試験又は検査の依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

項	目	単位	金額(円)
第一 試験検査手数料			
一	血清学的検査		
1	梅毒反応検査		
	(1) 梅毒血清反応 (STS) 定性	1 件	120
	(2) 梅毒血清反応 (STS)		
	ア 梅毒血清反応 (STS) 半定量	1 件	270
	イ 梅毒血清反応 (STS) 定量	1 件	270
	(3) 梅毒トレポネーマ抗体定性	1 件	250
	(4) TPHA試験		
	ア 梅毒トレポネーマ抗体半定量	1 件	420
	イ 梅毒トレポネーマ抗体定量	1 件	420
	(5) 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験)		
	ア 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 定性	1 件	1,070
	イ 梅毒トレポネーマ抗体 (FTA-ABS試験) 半定量	1 件	1,070
2	グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	1 件	1,600
3	百日咳菌抗体	1 件	2,000
4	淋菌核酸同定検査、クラミジア・トラコマチス核酸同定検査等		
	(1) 淋菌核酸同定検査	1 項目	1,580
	(2) クラミジア・トラコマチス核酸同定検査	1 項目	1,500
	(3) 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	1 項目	2,090
5	その他		
	(1) その他の抗原抗体検査凝集法定性	1 項目	250
	(2) その他の抗原抗体検査凝集法定量	1 項目	420
	(3) その他の抗原抗体検査精密測定定性	1 項目	2,320
	(4) その他の抗原抗体検査間接蛍光抗体法	1 項目	630
	(5) その他の抗原抗体検査イムノクロマト法	1 項目	230
6	破傷風抗体価凝集法定量	1 件	7,000
二	寄生虫検査		
1	寄生虫顕微鏡検査 (直接法)	1 件	160
2	虫卵検出 (集卵法) (糞便)	1 件	120
3	寄生原虫顕微鏡検査	1 件	520
4	寄生虫検査精密測定定性	1 件	1,780
5	寄生虫鑑別試験	1 件	520
6	赤痢アメーバ抗原定性	1 件	1,780
7	赤痢アメーバ抗体定性	1 件	1,780
8	PCR 1 回法による核酸検出検査	1 件	9,200
9	寄生原虫等抗原検出検査	1 件	4,000
10	食品中の寄生原虫検出検査	1 件	27,900

項	目	単位	金額(円)
11	野菜類寄生虫卵検査	1 件	1,800
12	魚介類寄生虫検査	1 件	2,800
13	環境水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1 件	117,900
14	飲料水中のクリプトスポリジウム等原虫検出検査	1 件	48,000
三	細菌学的検査		
1	顕微鏡検査		
(1)	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	1 件	520
(2)	保温装置使用アメーバ検査	1 件	360
(3)	その他のもの	1 件	530
2	培養検査		
(1)	腸管病原細菌		
ア	海外旅行者の検便	1 件	3,080
イ	糞便(1項目)	1 菌種	480
(2)	呼吸器系細菌	1 菌種	1,440
(3)	抗酸菌分離培養(液体培地法)	1 件	2,520
(4)	抗酸菌(結核菌)検査同定検査		
ア	結核菌群核酸検出	1 件	3,280
イ	抗酸菌核酸同定	1 件	3,280
ウ	結核菌型別検査	1 件	74,800
エ	結核菌薬剤感受性試験	1 件	21,500
オ	結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能	1 件	4,740
(5)	食中毒菌(ボツリヌス菌検査を除く。)		
ア	糞便(1項目)	1 件	480
イ	糞便(複数項目)	1 件	5,770
ウ	拭取り(1項目)	1 件	10,000
エ	拭取り(複数項目)	1 件	13,000
オ	飲食物(1項目)	1 件	10,000
カ	飲食物(複数項目)	1 件	14,100
(6)	菌型試験		
ア	複雑でないもの	1 項目	4,600
イ	複雑なもの	1 項目	10,200
ウ	特に複雑なもの	1 項目	27,400
(7)	薬剤感受性検査		
ア	1 菌種	1 件	1,480
イ	2 菌種	1 件	1,920
ウ	3 菌種以上	1 件	2,480
(8)	大腸菌ベロトキシン定性	1 件	1,470
3	ボツリヌス菌検査		
(1)	毒素検査	1 件	16,100

項	目	単位	金額(円)
(2)	培養検査		
ア	一般食品		
	(ア) 複雑でないもの	1 件	25,400
	(イ) 複雑なもの	1 件	53,500
イ	その他のもの		
	(ア) 複雑でないもの	1 件	44,200
	(イ) 複雑なもの	1 件	69,100
四	ウイルス試験		
1	血清反応検査		
(1)	赤血球凝集抑制試験	1 項目	630
(2)	補体結合反応検査	1 項目	630
(3)	HIV-1, 2 抗体		
ア	HIV-1, 2 抗体定性	1 件	870
イ	HIV-1, 2 抗体半定量	1 件	870
ウ	HIV-1, 2 抗体定量	1 件	990
エ	HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定性	1 件	870
オ	HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定量	1 件	1,010
(4)	HIV-1 抗体 (ウエスタンブロット法)	1 件	2,240
(5)	HIV-2 抗体 (ウエスタンブロット法)	1 件	3,040
(6)	HIV-1 特異抗体・HIV-2 特異抗体 (イムノクロマト法)	1 件	5,280
(7)	HTLV-I 抗体 (ウエスタンブロット法及びラインブロット法)	1 件	3,400
(8)	HIV-1 核酸定量	1 件	4,160
(9)	間接蛍光抗体検査 (IFA法)	1 件	630
(10)	肝炎関連ウイルス検査		
ア	HBs抗原 定性・半定量	1 件	230
イ	HBs抗体		
	(ア) HBs抗体定性	1 件	250
	(イ) HBs抗体半定量	1 件	250
ウ	HBs抗原	1 件	700
エ	HCV抗体 定性・定量	1 件	810
オ	HA抗体	1 件	1,160
カ	HA- IgM抗体	1 件	1,160
キ	HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体		
	(ア) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性	1 件	1,280
	(イ) HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	1 件	1,280
ク	HCV核酸検出	1 件	2,640
(11)	ツツガムシ抗体		
ア	ツツガムシ抗体定性	1 件	1,620
イ	ツツガムシ抗体半定量	1 件	1,620

項	目	単位	金額(円)
(12)	ウイルス抗体検査(酵素抗体)	1項目	2,100
2	分離試験		
(1)	組織培養による試験	1項目	37,500
(2)	ふ化鶏卵による試験	1項目	28,900
(3)	マウスによる試験	1項目	32,200
(4)	ウイルス抗原検査(酵素抗体)	1項目	2,100
3	中和試験		
	組織培養による試験	1項目	45,000
4	遺伝子検査		
(1)	遺伝子検査(PCR1回法)	1項目	7,600
(2)	遺伝子検査(PCR2回法)	1項目	13,400
(3)	遺伝子検査(核酸多項目同時検出)		
ア	呼吸器疾患起因ウイルス	1件	10,800
イ	胃腸炎起因ウイルス	1件	25,780
ウ	髄膜炎・脳炎起因ウイルス	1件	31,060
(4)	遺伝子検査精密測定	1項目	11,600
(5)	SARSコロナウイルス核酸検出	1件	3,600
5	食中毒検査		
(1)	食中毒ウイルス検査	1項目	6,000
(2)	食中毒ウイルスリアルタイムPCR検査	1項目	9,100
五	臨床検査(一から四までに定めるものを除く。)		
	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の8割の額		
六	動物試験		
	実費を基準として所長が定める額		実 費
七	消毒剤、殺虫剤等の効力試験		
	抗菌力試験	1件	62,500
八	消毒機械器具の効力試験	1件	15,300
九	環境衛生試験		
1	塵あい検査		
(1)	塵あい粒子の大きさ及び数の検査	1件	3,300
(2)	塵あいの量及び種類の検査	1件	4,900
2	空中細菌検査		
(1)	落下細菌数	1件	10,300
(2)	浮遊細菌数	1件	8,000
3	空中有害ガス試験		
(1)	複雑でないもの	1成分	4,000
(2)	複雑なもの	1成分	18,900
(3)	特に複雑なもの	1成分	34,900

項	目	単位	金額(円)
4	害虫検査		
(1)	複雑でないもの	1 件	19,000
(2)	複雑なもの	1 件	120,000
5	おしぼりの衛生検査	1 件	10,600
十	食品等試験		
1	栄養成分試験		
(1)	定性分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	10,600
イ	複雑なもの	1 成分	20,500
(2)	定量分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	14,200
イ	複雑なもの	1 成分	20,200
ウ	より複雑なもの	1 成分	36,400
エ	特に複雑なもの	1 成分	37,400
2	食品衛生試験		
(1)	定性分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	3,300
イ	複雑なもの	1 成分	8,000
ウ	特に複雑なもの	1 成分	27,500
エ	特殊なもの	1 成分	35,200
(2)	定量分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	6,800
イ	複雑なもの	1 成分	9,000
ウ	特に複雑なもの	1 成分	41,400
エ	特殊なもの	1 成分	100,900
(3)	有害性物質試験		
ア	複雑でないもの	1 成分	33,200
イ	複雑なもの	1 成分	59,700
ウ	特に複雑なもの	1 成分	64,200
(4)	有害性金属試験		
ア	複雑でないもの	1 成分	19,800
イ	複雑なもの	1 成分	51,100
(5)	かび毒試験	1 成分	58,600
(6)	動物用医薬品試験		
ア	複雑でないもの（細菌学的試験）	1 成分	26,400
イ	複雑なもの（理化学的試験）	1 成分	58,600
ウ	特に複雑なもの	1 成分	88,100
(7)	細菌学的検査		
ア	複雑でないもの	1 菌種	4,900

項	目	単位	金額(円)
イ	複雑なもの	1 菌種	11,700
(8)	肉種の鑑別試験	1 項目	17,100
(9)	真菌培養試験		
ア	菌型試験	1 件	11,300
イ	かび毒産生試験	1 件	19,600
ウ	培養試験	1 件	47,800
3	食品添加物等試験		
(1)	定性分析		
ア	複雑でないもの	1 項目	3,600
イ	複雑なもの	1 項目	6,400
ウ	特に複雑なもの	1 項目	25,200
(2)	定量分析		
ア	複雑でないもの	1 項目	10,300
イ	複雑なもの	1 項目	18,500
ウ	特に複雑なもの	1 項目	35,500
4	器具又は容器包装試験		
(1)	定性分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	3,300
イ	複雑なもの	1 成分	8,000
ウ	特に複雑なもの	1 成分	9,200
(2)	定量分析		
ア	複雑でないもの	1 成分	6,700
イ	複雑なもの	1 成分	8,800
ウ	特に複雑なもの	1 成分	22,300
5	組換え遺伝子検査		
(1)	定性分析	1 項目	42,900
(2)	定量分析	1 項目	82,000
十一	水質試験		
1	上水		
(1)	化学的試験		
ア	定性試験		
(ア)	複雑でないもの	1 成分	1,200
(イ)	複雑なもの	1 成分	7,200
イ	定量試験		
(ア)	複雑でないもの	1 成分	2,100
(イ)	複雑なもの	1 成分	8,200
(ウ)	特に複雑なもの	1 成分	16,000
(エ)	特殊なもの	1 成分	22,200
(2)	水質基準項目試験		

項 目	単位	金額(円)
ア 省略不可試験		
(ア) 定期試験 1	1 件	23,500
(イ) 定期試験 2	1 件	80,600
(ウ) 定期試験 3	1 件	23,600
(エ) 細菌試験	1 件	8,100
イ 健康に関する項目試験		
(ア) 金属	1 件	29,600
(イ) 無機物	1 件	14,600
(ウ) 有機物	1 件	17,300
(エ) 消毒副生成物	1 件	90,100
ウ 性状に関する項目試験		
(ア) 金属	1 件	8,900
(イ) 無機物	1 件	13,900
(ウ) 有機物	1 件	70,100
エ 有機溶剤及び消毒副生成物に関する項目試験		
(ア) 有機溶剤 1	1 件	16,200
(イ) 有機溶剤 2	1 件	16,200
(ウ) 消毒副生成物 1	1 件	16,000
(エ) 消毒副生成物 2	1 件	23,300
(3) 特定建築物に係る水質試験	1 件	41,300
(4) 食品衛生法に係る水質試験	1 件	71,800
(5) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	1 項目	4,900
イ 複雑なもの	1 項目	10,300
ウ 特に複雑なもの	1 項目	17,400
エ 特殊なもの	1 項目	15,900
2 下水又は廃水等		
(1) 化学的試験		
ア 定性分析		
(ア) 複雑でないもの	1 成分	2,700
(イ) 複雑なもの	1 成分	7,200
イ 定量分析		
(ア) 複雑でないもの	1 成分	13,300
(イ) 複雑なもの	1 成分	23,700
(ウ) 特に複雑なもの	1 成分	31,700
(エ) 特殊なもの	1 成分	37,400
(オ) 消毒副生成物	1 件	37,400
(2) 細菌及び生物試験		
ア 複雑でないもの	1 項目	4,900

項	目	単位	金額(円)
イ	複雑なもの	1 項目	10,300
ウ	特に複雑なもの	1 項目	17,400
エ	特殊なもの	1 項目	15,900
(3)	BOD試験		
ア	複雑でないもの	1 件	26,200
イ	複雑なもの	1 件	28,000
(4)	レジオネラ検査		
ア	浴槽水、プール水及び給湯水	1 件	18,000
イ	冷却塔水その他下水又は廃水等	1 件	41,300
十二 医薬品、指定医薬部外品、生薬又は製薬原料等試験			
1	定性分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	3,700
(2)	複雑なもの	1 項目	5,800
(3)	特に複雑なもの	1 項目	16,600
(4)	特殊なもの	1 項目	56,400
2	定量分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	12,300
(2)	複雑なもの	1 項目	19,100
(3)	特に複雑なもの	1 項目	34,800
(4)	特殊なもの	1 項目	55,700
3	発熱性物質試験		
(1)	複雑でないもの	1 件	52,400
(2)	複雑なもの	1 件	56,900
4	無菌試験	1 件	23,700
5	細菌定量培養試験	1 件	30,900
6	物理試験		
(1)	複雑でないもの	1 項目	8,100
(2)	複雑なもの	1 項目	20,400
7	生薬鑑別試験	1 項目	19,300
8	植物鑑別試験	1 項目	19,300
十三 化粧品、医薬部外品(指定医薬部外品を除く)、家庭用品及び医療機器試験			
1	定性分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	5,100
(2)	複雑なもの	1 項目	15,600
(3)	特に複雑なもの	1 項目	35,500
2	定量分析		
(1)	複雑でないもの	1 項目	13,900
(2)	複雑なもの	1 項目	23,500
(3)	特に複雑なもの	1 項目	30,300

項	目	単位	金額(円)
3	無菌試験	1 件	29,800
4	細菌定量培養検査	1 件	32,200
5	物理試験		
	(1) 複雑でないもの	1 項目	3,200
	(2) 複雑なもの	1 項目	17,200
6	細菌分離・同定試験	1 件	29,100
7	細胞毒性試験	1 件	64,700
第二	鑑定調査研究手数料		
	実費の範囲内で所長が定める額		実 費
第三	検査書謄本等交付手数料		
1	検査書謄本	1 件	400
2	掲載承認書	1 件	400
	ただし、11葉以上の場合は、1 葉につき40円として算定した額とする。		

別記様式（第6条関係）

		年	月	日
東京都健康安全研究センター所長 殿				
		住所		
		申請者		
		氏名		
		〔 法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名 〕		
手数料免除減額申請書				
東京都健康安全研究センター関係手数料条例第4条の規定に基づき、下記のとおり手数料の免除・減額を申請します。				
記				
1	実施期間	年	月	日から 年 月 日まで
2	試験、検査等の項目及び予定件数			
3	免除・減額申請額			
4	申請理由			

（日本産業規格A列4番）

全部改正〔平成8年規則110号〕、一部改正〔平成15年規則43号、令和元年規則30号、令和3年規則69号〕

3 広域監視実施要綱

昭和50年3月31日協定
最終改訂 平成15年4月1日

広域監視実施要綱

(広域監視)

第1 広域的に流通する食品等による危害を防止するため、専門監視、緊急監視及び先行調査について、都区が協力して広域監視（収去検査、調査も含む。以下同じ。）を行うものとする。

(監視体制)

第2 第1で定める広域監視について、卸売市場法第2条第2項に定める卸売市場内を除き、都が主として実施するものは、次のとおりとする。

(1) 専門監視

ア 広域に流通する食品等を製造する一定規模以上の施設に対する監視

イ 食品等の問屋業及び流通センター等の監視

ウ 食品等の輸入業、輸入食品等の倉庫業に対する監視

(2) 緊急監視等

ア 広域性があり、かつ緊急に有害食品等の排除を要する監視及び処置

イ 複数の区にまたがり広域に流通する食品等の違反処理等を円滑に実施するための監視及び措置

(3) 先行調査

食品等の安全確認及び安全基準の設定等のための先行調査

(業務調整)

第3 広域監視の実施にあたって、都は業務執行に関する調整及び必要な情報の伝達を行うものとする。

(違反品発見時の措置)

第4 広域監視の結果、違反品が発見された場合は、都又は区は、次の措置をとるものとする。

(1) 都が違反品を発見した場合、都知事（都保健医療局*健康安全部食品監視課。以下同じ。）は、直ちに関係区長に通報する。

(2) 区が違反品を発見した場合は、区長は直ちに都知事に通報する。

(3) 当該違反品が他府県に関連する場合は、都知事がその通報及び回答受理を行い、その措置結果を関係区長に通報する。

(4) 当該違反品が数区に関連する場合の通報連絡等については、区相互間において区長が行う。

ただし、通報連絡を速やかに行う必要がある場合、又は広域的連絡を要する場合は、都知事が行う。

(検査の実施)

第5 第2の規定に基づき都が収去した食品等の検査は、東京都健康安全研究センター（以下「健研センター」という。）で実施する。

2 区が収去した食品等の検査は、当該区の検査室で実施し、当該区の検査室で実施できないものについては、健研センターで実施する。

3 検査については、別に定める「試験検査に関する細目協定」に基づき実施する。

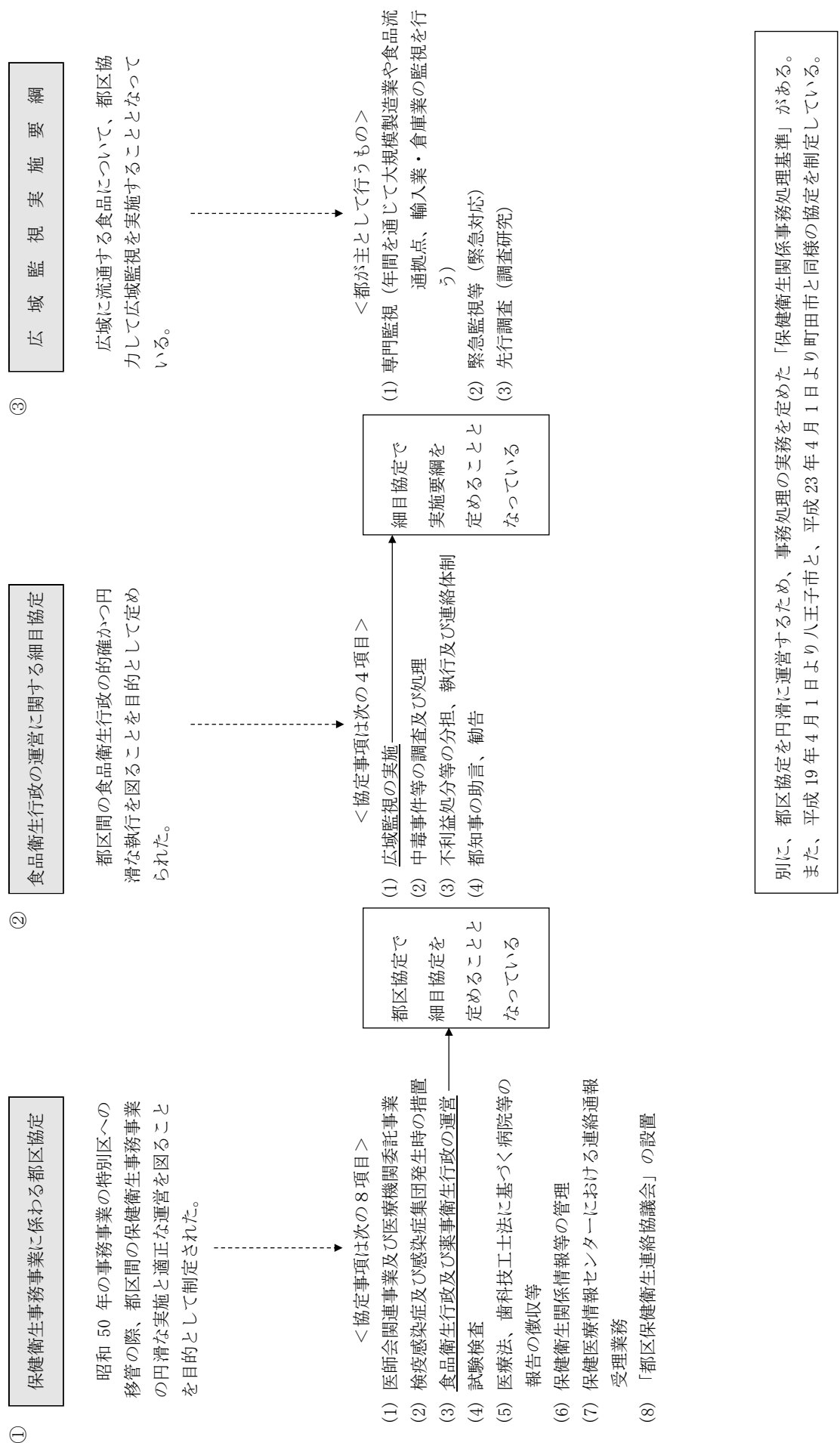
(協議事項)

第6 この要綱で実施することとされた事項に関して、必要な場合は、別に設置する「都区保健衛生連絡協議会」の協議により定める。

(※ 令和5年7月1日付組織改正により読み替える。)

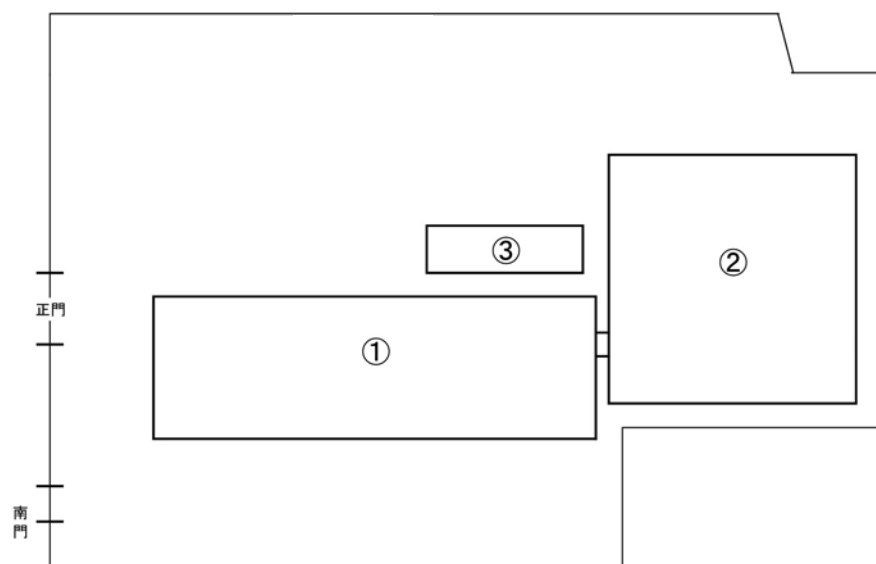
八王子市及び町田市においても、同様の要綱を定めている。

4 食品衛生行政に係わる都区協定の仕組み



5 庁舎配置図

本所庁舎配置図（令和8年4月1日現在）



① 本館

企画調整部、広域監視部、食品化学部、
精度管理室他

② 別館

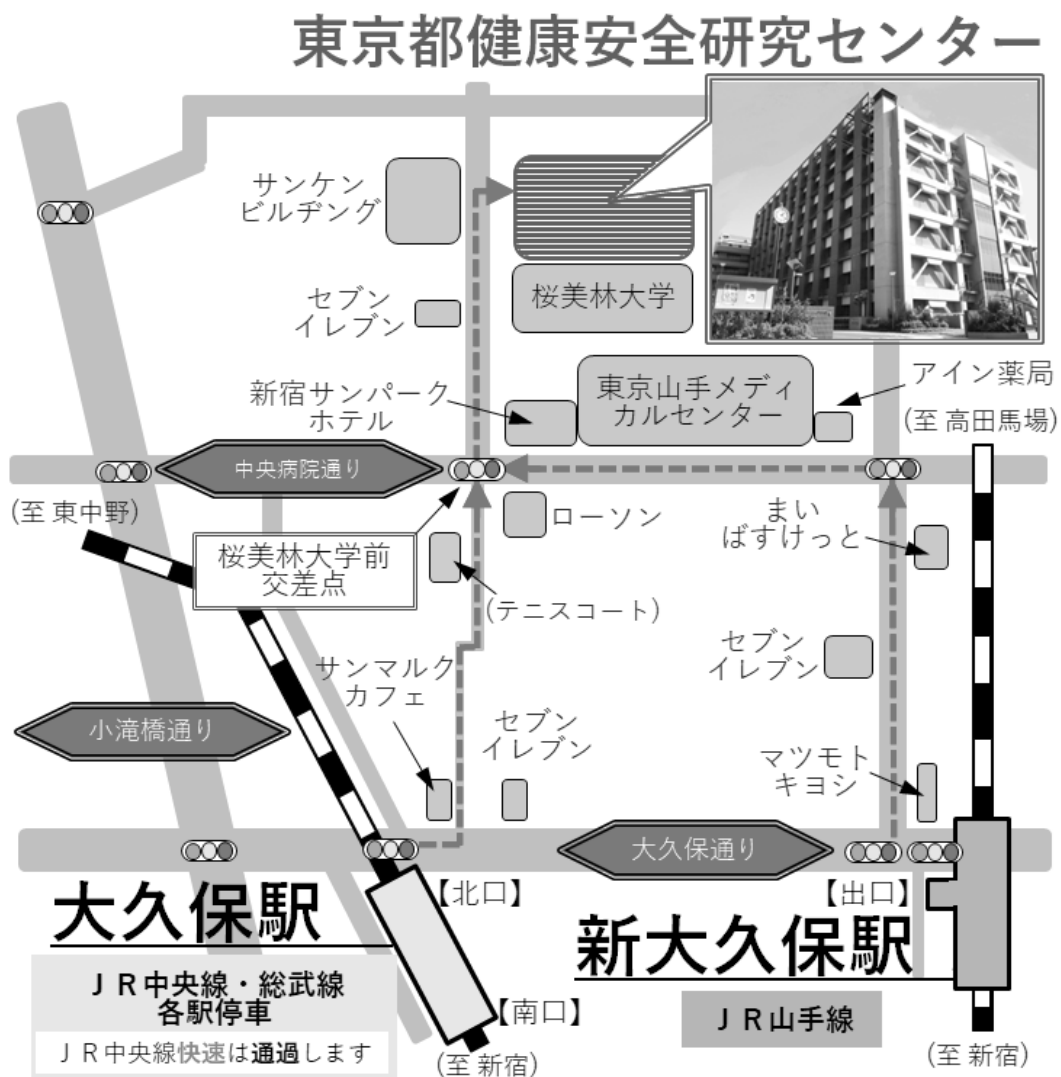
微生物部、薬事環境科学部他

③ 附属棟

測定室、リサイクル室他

6 案内図

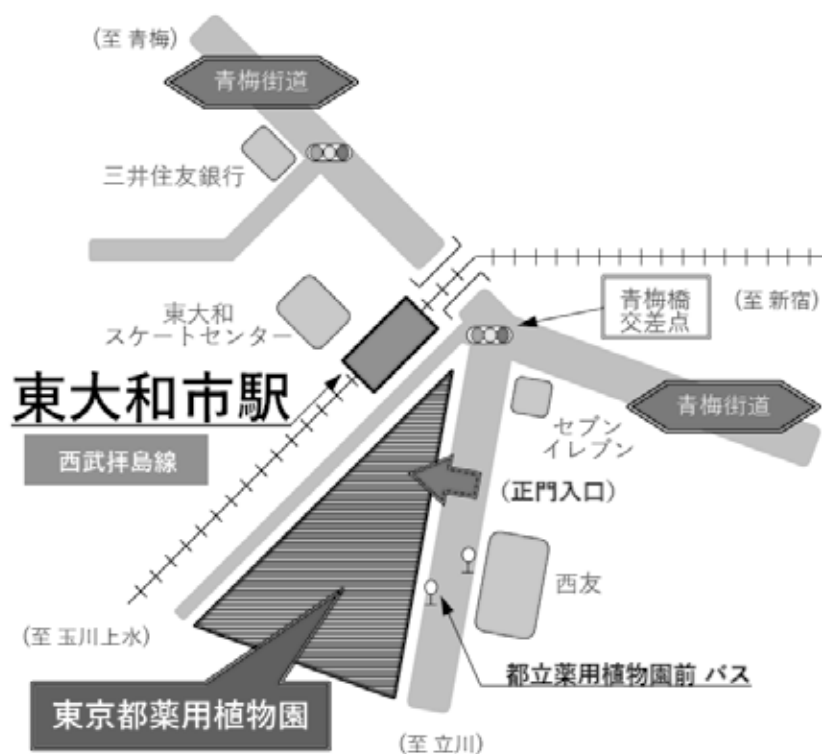
健康安全研究センター



〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1
 電話 03(3363)3231 (代)
 FAX 03(3368)4060

JR 中央・総武線 大久保駅 北口 徒歩約 8 分
 JR 山手線 新大久保駅 徒歩約 10 分

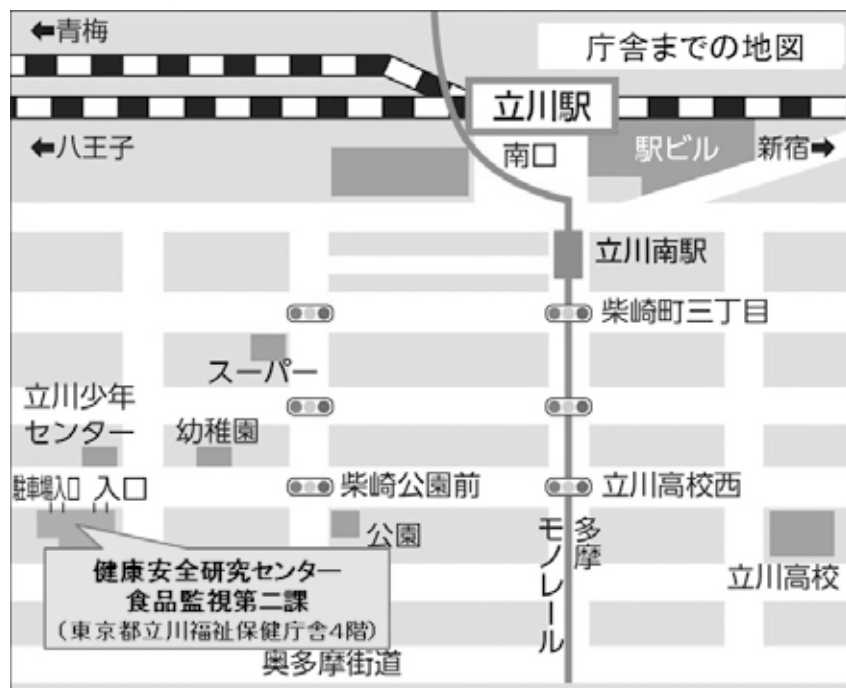
薬用植物園



〒187-0033 東京都小平市中島町 21-1
電話 042 (341) 0344 (代)
FAX 042 (344) 0518

西武拝島線 東大和市駅 徒歩 2 分
ＪＲ立川駅北口から西武バス「都立薬用植物園前」下車 徒歩 2 分

広域監視部食品監視第二課



〒190-0023 東京都立川市柴崎町 2-21-19
電話 042 (529) 8899
FAX 042 (529) 0522

事業概要

登録番号 (8) 10

(令和 8 年版)

令和 8 年 9 月

編集発行 東京都健康安全研究センター

〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-24-1

電 話 03 (3363) 3 2 3 1 (代)

F A X 03 (5386) 7 4 2 7

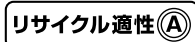
印 刷 株式会社まこと印刷

〒108-0071 東京都港区白金台 2-11-5

電 話 03 (6230) 9590 (代)



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

